

# 指定居宅介護支援アリスジャパン 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
( 岡山県指定 ( 3370500401 ) )

当事業所はご契約者に対して公平・中立に指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画（ケアプラン）の実施状況を把握します。
- 必要に応じて事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆ 目次 ◆◆

1・事業者	1
2・事業所の概要	1
3・事業実施地域及び営業時間	1
4・職員の体制	1
5・当事業所が提供するサービスと利用料金	2・3
6・サービスの利用に関する留意事項	4
7・苦情の受付について	5

## 1、事業者

- (1) 事業者名 株式会社アリスジャパン  
(2) 本社所在地 〒 721-0965 広島県福山市王子町二丁目 11 番 6 号  
(3) 電話番号 084-923-0721  
(4) 代表者氏名 代表者 伊藤 健二  
(5) 設立年月 昭和 64 年 1 月 4 日

## 2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。  
(3) 事業所の名称 アリスジャパン居宅介護支援事業所  
(4) 事業所の所在地 岡山県笠岡市吉田字山中 3 5 番 3 号  
(5) 電話番号 0865-69-5130  
(6) 事業所長(管理者) 氏名 栗栖 美香  
(7) 開設年月 平成 13 年 8 月 15 日

## 3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 笠岡市（諸島部を除く）・井原市・矢掛町・里庄町・浅口市  
(2) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
---------	-------------------------

- ※ 年末年始（12 月 31 日 ～ 1 月 3 日は「休日」）の扱いになります。  
※ 土・日曜日は休業日と致します  
※ 緊急連絡先 0865-69-5130 24 時間対応しております。

## 4、職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1、管理者(主任介護支援専門員)	1 名	名	1 名
2、介護支援専門員	1 名	名	1 名

※常勤換算： 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

※ 介護支援専門員は身分証明書を携帯しておりますので提示の必要があれば何時でも提示します。

※ 介護支援専門員 1 人当たりの厚生労働省が定める基準は 4 5 名を超えない事とします。

## 5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用者負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金 (契約書第4～7条、第8条参照)

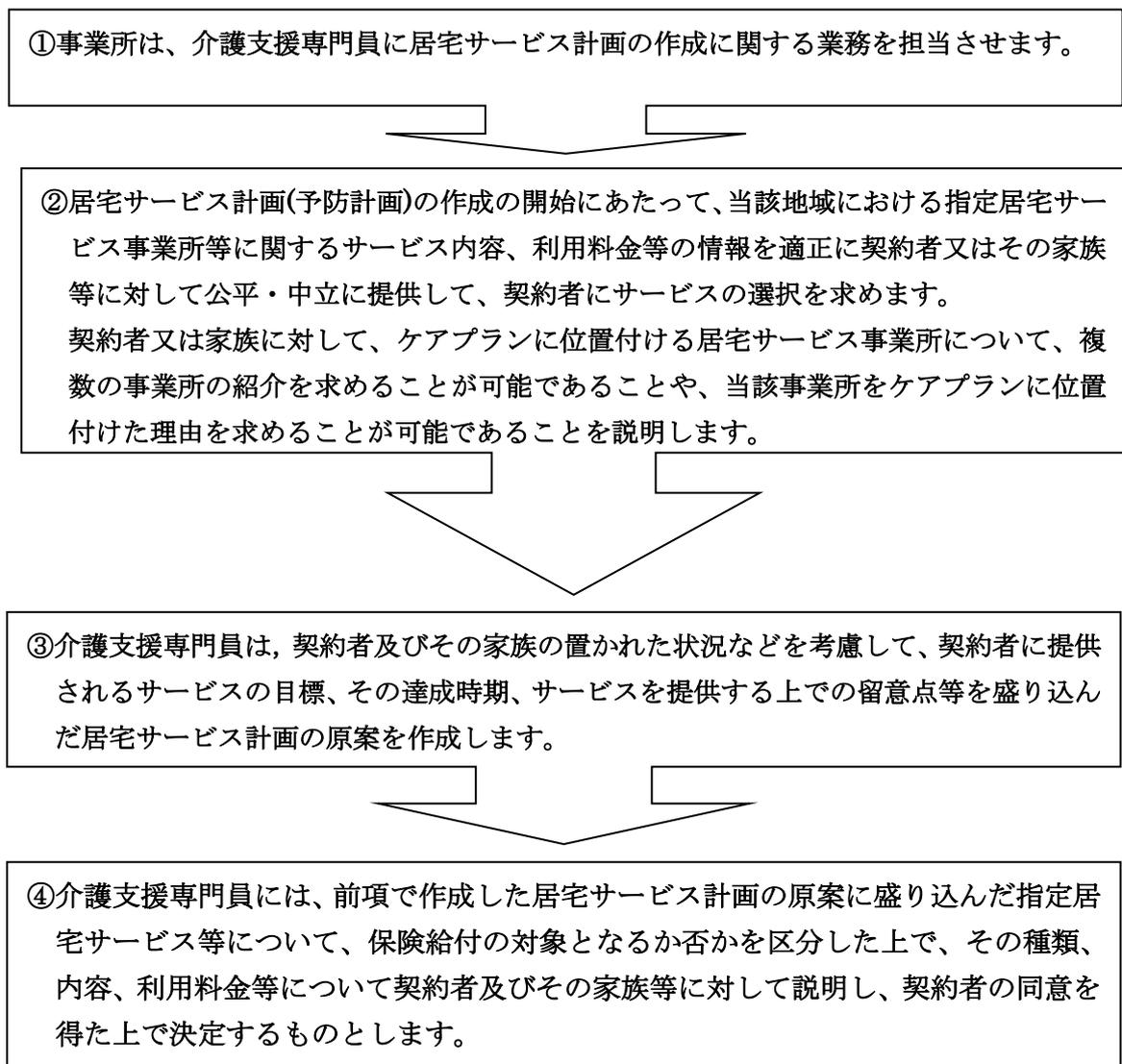
#### <サービスの内容>

#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ継続的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### ② 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不正に偏ることのないよう公正中立に行います。

#### <居宅サービス計画作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者・医師・専門職等との連絡を継続的に行き、居宅サービス計画の実施状況を把握します
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所・医師・専門職等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ご契約者が医療系のサービスを希望される場合は、ご契約者の同意を得て主治医等の意見を求め、その主治医に対してケアプランを交付します。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とのご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をお支払ください。 \*償還払いの手続きは当事業所が代行します。

居宅介護支援費 (I)

	居宅介護支援費 I (i)	居宅介護支援費 I (ii)	居宅介護支援費 I (iii)
取扱い件数(担当者)	45 件未満	45 件以上 60 件未満	60 件以上
要介護 1・2	10,860 円	5,440 円	3,260 円
要介護 3・4・5	14,110 円	7,040 円	4,220 円

居宅介護支援費 (II) \* ICT活用、事務員等を配置している場合

	居宅介護支援費 II (i)	居宅介護支援費 II (ii)	居宅介護支援費 II (iii)
取扱い件数(担当者)	50 件未満	50 件以上 60 件未満	60 件以上
要介護 1・2	10,860 円	5,270 円	3,160 円
要介護 3・4・5	14,110 円	6,830 円	4,100 円

## ○加算

① 新規に居宅サービス計画を作成した場合	3,000円
② 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合	3,000円
③ 病院・診療所に入院 入院時情報連携加算(Ⅰ) (入院した日に情報提供)	2,500円
④ 病院・診療所に入院 入院時情報連携加算(Ⅱ) (入院後3日以内に情報提供)	2,000円
⑤ 退院・退所時加算	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)イ	9,000円
⑥ 通院時情報連携加算(診察に同席し医師または歯科医師と情報交換をした場合)	500円/月
⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算(1月に2回を限度)	2,000円
⑧ 特定事業所加算Ⅰ	5,190円
⑨ 特定事業所加算Ⅱ	4,210円
⑩ 特定事業所加算Ⅲ	3,230円
⑪ 特定事業所加算A	1,140円
⑫ 特定事業所医療連携加算	1,250円
⑬ ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
⑭ 委託連携加算(地域包括支援センターからの委託を評価)	3,000円

### (2) 交通費 (契約書第11条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(路程1キロメートルあたり約50円)

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア 銀行振り込み      イ 現金払い

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

## 6、サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、管理者が担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替 (契約書第3条参照)

#### ① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が

生じないよう十分に配慮するものとします。

## ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

- (3) 利用者様、ご家族様、関係者等において、介護支援専門員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ等の迷惑行為が発生した場合はやむを得ずサービスを終了する場合があります。

## 7、虐待の防止のための措置

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。  
虐待防止に関する責任者： 管理者 栗栖 美香
- (2) 虐待を防止するための介護支援専門員に対する研修を実施します。
- (3) その他虐待防止、身体的拘束等の適正化のために必要な措置を講じます。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討をします。
- (5) サービス提供中に、当該介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

## 8、非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を、年に1回以上、実施します。

## 9、苦情の受付について（契約書第14条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔管理者〕 栗栖 美香

〔電話番号〕 0865-69-5130

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会	(086) 223-8811
笠岡市健康福祉部長寿支援課	(0865) 69-2139
井原市介護保険課	(0866) 62-9519
矢掛町保険福祉課	(0866) 82-1013
里庄町健康福祉課	(0865) 64-7211
浅口市高齢者支援課	(0865) 44-7113



